

# 福祉機器を貸し出します!

瑞穂市に在住のかたで、身体の障がいや病気等のために、一時的に福祉機器が必要なかたに福祉機器等日常生活用具を貸し出します。一度、ご相談ください。

## ◆対象者

- ①在宅で福祉機器を必要とする身体障がい者及び病気療養者（在宅で介護保険制度の「要支援」又は「要介護」の認定を受けているかたは、対象としません）
- ②旅行、遠距離外出に必要なかた（車椅子、杖のみ）
- ③入院及び入所中のかたで、一時帰宅をする場合に福祉機器を必要とされる身体障がい者、病気療養者及び要介護者など
- ④要介護認定がおりのまでの間、又は日常生活用具購入までの間必要なかた
- ⑤傷病により一時的に福祉機器を必要とする要介護者など
- ⑥福祉機器を必要とするボランティア・関係機関・団体（車椅子・杖のみ）

## ◆福祉機器の種類・料金

機器の種類	利用料金	消毒料等
車椅子	月額 500円	
歩行器	月額 300円	
四点杖	月額 100円	

※短期の一時利用については、利用料金が無料となります。

## ◆申請方法

- 1 瑞穂市社会福祉協議会又は同巢南支部の窓口で、申請してください。
- 2 申請内容を審査した後、ご連絡いたします。

## ◆貸出期間

3か月を限度とします。

◆利用料の納入

原則として、返却時に窓口まで持参してください。

◆減免

借受人の世帯全員の住民税が非課税世帯の場合は減免となります。減額の場合、利用料金は5分の1となります。

( \* 所得課税証明書を提出してください。)



◆破損・減失

機器を破損したときは、瑞穂市社会福祉協議会までご連絡ください。

福祉機器を原状回復できない程度に汚損、破損した場合は、借受人の負担によって修理するか、又は同等の物に買い替えていただくこともあります。

◆返却

入院等の場合を含め、機器を必要としなくなった場合は、福祉機器を返却していただきます。

退院等で再び福祉機器を必要とされる場合は、新たに申請してください。



申込み・問い合わせ先



○社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会（総合センター1階）

住 所 岐阜県瑞穂市別府1283番地

電 話 058-327-8610

○社会福祉法人瑞穂市社会福祉協議会巢南支部（老人福祉センター内）

住 所 岐阜県瑞穂市田之上597番地

電 話 058-328-5174



<平成28年4月1日作成>